

卒業の認定について

本校の課程修了の認定は、次のとおりとする。

- 1 自動車整備学科カードクター 二級整備士コースは自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（令和7.2.19国自整第97号）に基づく学科572時間、実習1143時間以上を履修した者及び履修すべき科目全てにおいて第11条第3項を満たしている者に対して、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。
- 2 自動車整備学科カードクター 一級整備士コースは、2年修了時において、第13条第2項を満たし、4年修了時においては、2級ガソリン自動車整備士及び2級ジーゼル自動車整備士資格を取得して、学科280時間以上、実習465時間以上、実務実習（体験実習140時間以上、評価実習550時間以上）を含む合計1600時間以上を履修した者及び履修すべき 科目全てにおいて第11条第3項を満たしている者に対して、関係教職員による 総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。
- 3 カードクター 留学生ベーシックコースは、自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（令和7.2.19国自整第97号）に関わらず所定の課程を修了した者に対して、学科及び実習の成績等、関係教職員による総合評価会議の意見を聞いて学校長が認定する。